別紙1　参考様式

# 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|---|---|---|---|
| 熊谷市 | 市田北部地区（手嶋、上恩田、中恩田、下恩田、小泉） | 令和2年3月23日 | 令和5年3月31日 |

## 1　対象地区の現状

| | |
|---|---|
| ①地区内の耕地面積 | 239.3ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 189.4ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 46.6ha |
| ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 16.6ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 44.4ha |
| （備考） | |

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2　対象地区の課題

現在の耕作者は高齢化しており、新たな受け手の確保が必要。農業を続けて行くため、機械を購入したいが小規模農家では補助金をもらえず維持が難しい。
高低差があり、1haで10cm程度の高低差があり耕作しづらい。
今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積が38.4ha、出し手面積が52.8haとなっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上恩田地区、中恩田地区、下恩田地区の農地利用は、認定農業者2～3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

手島地区、小泉地区の農地利用は、認定農業者2～3経営体が担い、堤外については農業生産法人1経営体が広い範囲を担っていく。小泉地区では、個人の耕作者が約15人で農業を行っており、現在の担い手だけでは全面積をカバーできないかもしれないため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

| 属性 | 農業者<br>（氏名・名称） | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 集 | 市田営農組合 | 麦 | 58.5 ha | 麦 | 55 ha | 市田北部地区 |
| 認農法 | O法人 | 水稲　果樹 | 32.2 ha | 水稲　果樹 | 33 ha | 市田北部地区 |
| 認農 | K氏 | 水稲　野菜 | 2.25 ha | 水稲　野菜 | 2.25 ha | 小泉 |
| 認農 | T氏 | 水稲　麦　大豆 | 6 ha | 水稲　麦　大豆 | 6 ha | 小泉 |
| 認農 | H氏 | 水稲　麦　野菜 | 8.9 ha | 水稲　麦　野菜 | 10 ha | 小泉 |
| 認農法 | R法人 | 水稲　麦 | 10 ha | 水稲　麦 | 20 ha | 中恩田、下恩田、小泉 |
| 認農 | N氏 | 水稲　麦　花卉 | 20.5 ha | 水稲　麦　花卉 | 30.5 ha | 手島 |
| 認農 | H氏 | 水稲　麦 | 50 ha | 水稲　麦 | 70 ha | 中恩田、小泉 |
| 認農 | O氏 | 水稲　ネギ | 3.3 ha | 水稲　ネギ | 9.3 ha | 小泉 |
| 計 | 9経営体 | | 191.65 ha | | 236.05 ha | |

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、
　　法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は
　　「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

| |
|---|
| 農地の貸付け等の意向<br>　貸付け等の意向が確認された農地は、859筆、420,392.6㎡となっている。 |
| 農地中間管理機構の活用方針<br>　市田北部地区内でできる箇所から取り組み、中心経営体等に貸付を進め集約化を図っていきたい。現在は、1反ほどの農地となっているが、集約により3反くらいの大きさにし、効率化を図れれば良い。 |

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

| | 農地の所在（地番） | 貸付け等の区分（㎡） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 貸付け | 作業委託 | 売渡 |
| | 計 | 254,230 | ー | 166,162.58 |

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

5　アンケートの意見

| |
|---|
| ○基盤整備の実施⇒農地の集約化コンクリートの畔で区切られている田が多い。個人での農地集約化はなかなか出来そうにないが、中間管理機構などの公的機関が主体となって実施すれば、可能性は大きいと思われる。その時は協力したい。<br>○コンクリートの畔があり困っている。畔取りができない。 |